

說林

新羅興寧寺澄曉大師塔

碑の撰者に就て

菅野銀八

一 碑面に於ける撰者の矛盾

江原道寧越郡水面上新羅時代の寺刹興寧寺の廢址
に、同代の國師澄曉大師の塔碑今に遺存す。此の塔
碑は新羅滅亡後十年、高麗第二代惠宗元年の建立に
係り、風磨雨打九百七十餘年の星霜と閲せし希古の
金石の一なりとす。今朝鮮金石總覽載する所に就て
之を見るに、

有唐新羅國師□山□□□□□教諡澄曉大師寶印
之塔碑銘併序
朝請大夫守執事侍郎賜紫金魚袋臣崔彥撝奉教撰
之

新羅興寧寺澄曉大師塔碑の撰者に就て

(上)至于乾寧七年三月九日詰旦、忽告門人曰、
三界皆空、萬緣俱寂、吾將行矣、……言訖坐滅、
報年七十五、積夏五十六、……以天祐三年、高
起石墳、安其金骨、……傳法弟子如宗弘可、埋靖、
智空等一千來人、俱處石城、共憂陵谷、抗表而
趨闕下、陳□請堅豐碑、孝恭大王夙仰華風、常
欽□理、贈曰澄曉大師、塔名寶印之塔、仍命翰
林學士守禮部侍郎朴仁範撰碑文也、其仁範纔惟
奉命且未修文、因臥漳濱、忽夢莊塋、□□晏門

人所恐、芳塵稍歇、貞石無刊、勸露□誠□陳行
 狀、誠乃雲□□□、鶴唳聞天、今上神器傳華、
 寶圖受命、繼其先志、將示後來、俾令下臣、式
 揚高烈、仁澆才非吐鳳、學媿亡羊、(下)

(畧)

□□長老 雲超長老 □持主人 和尙夏栖
 又洪長老 龍德四年歲次甲申四月十五日文已
 成、而以國家多事、時隔二紀、忽遇四那煙消、

一邦慶息、天福九年歲在甲辰六月十一日立、

即ち此の文に依るに、唐の乾寧七年（新羅孝恭王四年）澄曉大師入寂し、降て天祐三年（孝恭王十年）其の金骨を此寺に奉安するや、孝恭王其の門弟等の請によりて謚號銘塔し、時の翰林學士守禮部侍郎朴仁範に命じて碑文を撰ましめしが、仁範纔に命を奉じ、未だ文を修するに至らずして病歿し、事暫く中絶せしが、景明王立つに及び、重ねて門人等の懇請により、且つは先王の志を繼ぎて將て後來に示さんとし、更めて仁澆に命じて文を撰ましむと見え、明らかに

これ崔仁澆の撰なるを知る。然るに題首に崔彥撫奉教撰とあるは抑も如何なる矛盾なるか。元來此の文の成りしは碑末の記に言ふが如く、龍德四年甲申の歲即ち景明王の八年なるが、時に新羅滅亡に濱し、到底立碑等の違なく、後二十年を隔て、三韓煙消し、高麗一統の代となり、戰塵漸く息みて世復た太平に歸せしにより、天福九年甲辰、即ち惠宗元年を以て遂に建立の運びに至りしものなれば、此の歲月の間、時に或は多少の誤を生ずること無きを保し難きも、しかも大切な勅撰碑文の撰者を誤るが如きことは斷じて有り得べきにあらず。且つ又此の時崔彥撫文名嘗々として尙ほ生存し（彦撫此年十二月卒）、建碑の長老等亦皆同時代の人にして、中には一面識有りし者もあるべく、決して彥撫を別人と誤認するが如き理れ無し。然るに現に此の如き矛盾あるを見るは、甚だ怪訝に堪へずと謂ふべし。

二 史に見えざる崔仁浣の

人物事蹟

今此の矛盾を追究せんとするに當り、先づ崔仁浣とは如何なる人物なるかを知るの要あり。然るに彼は史上には其名すら佚して傳はらず、唯だ當代の金石によりて僅に之を窺ひ得るに過ぎず。彼の金生集字によりて著名なる奉化太子寺朗空大師碑は、即ち彼の撰文に係り、其裏面に記刻せる大師の法孫釋純

白の記述に、稍々彼の事蹟を傳へたり、

顯德元年歲在甲寅七月十五日立

即ち仁浣は新羅の茂族にして、世に所謂一代三崔の一人なり。入唐金榜題名の進士にして、胸に海岳の學を藏し、心に風雲の才を包み、實に君子國の君子にして、大人鄉の大人なりとありて、應に彼の人物を想見するに足るべく、當時世に崔致遠崔承祐と共に、一代三崔の稱ありしと言ふは、大に注目に値すべし。又崔大相仁浣とあるにより、大相は新羅の

恭惟我國大師(中)門人崔大相仁浣所撰碑述之、

(中)其仁浣者辰韓茂族也、□所謂一代三崔、金榜題廻、曰崔致遠、曰崔仁浣、曰崔承祐、於中

中人也、學圍海岳、加一車於五車、才包風雲、

除三步於七步、實君子國之君子、亦大人鄉之大

人、是或折桂中花、扇香風於上國、得魚羅域、躍榮色於東鄉、承大師重席之恩、撰大師鴻碑之記

(下)

銘序

新羅國故兩朝國師教諭朗空大師白月栖雲之塔碑

門人翰林學士守兵部侍郎知瑞書院事賜紫金魚袋臣崔仁浣奉教撰

金生書 釋端目集

〔裏面〕

新羅國不南山故國師銘碑銘後記

新羅興寧寺澄曉大師塔碑の撰者に就て

第十三卷 二六七

官職にあらずして高麗の官位なれば、仁澆が後に高麗に歸附して、官大相に至りしものなるを知るを得べし。而して仁澆が此の碑文を撰みしは、景明王の貞明年間、即ち同王在位の初年にして、此の時彼は官翰林學士守兵部侍郎知瑞書院事たりしなり。

因に純白の記述には、大師の入寂を景明王の天祐年間とせるも、天祐は同王在位以前に當り、碑文によりて貞明年間の誤なるを知る(朝鮮金石 絶覽參照)。

次に崔致遠撰文に係る籃浦聖住寺朗慧和尚白月保

光塔碑に「從弟朝請大夫前守執事侍郎賜紫金魚袋臣崔仁澆奉教書」と見ゆるを以て、始めて彼が致遠の從弟なるを知る。

有唐新羅國故兩朝國師敷謚大朗慧和尚白月模光之塔碑銘併序

淮南入本國送國信 詔書等使前東面都統巡官承務郎侍御史内供奉賜紫金魚袋臣崔致遠奉教撰

帝唐捕亂以武功、易元以文德之年、暢月月鼓之七日、日蘸咸池時、海東兩朝國師禪和尚盥浴已趺坐示滅(中)越二年攻石封層冢聲聞王京(中)旋命王孫夏官二卿禹珪召桂苑行人侍御史崔致遠、遠至蓬萊宮、因得並琪樹、上瑤墀、踰埃命珠箔外、上曰(中)若宜銘國師以報之(中)爲佛爲孫之德……贈太傅獻康大王親製深妙寺碑錄之備矣(略)

從弟朝請大夫前守執事侍郎賜紫金魚袋臣崔仁

澆奉教書

此て一言し置かざるべからざるは、此の碑建立の年時なり。何となれば其の年時は崔仁澆の活動時代を決定するに大なる關係有るを以てなり。金石總覽は其の建立を眞聖王四年に推定せり。碑文によれば朗慧和尚示寂の年は唐の僖宗文德元年(眞聖王二年)に當り越へて二年、崔致遠を珠箔の外に召し、撰碑の命を傳へしものゝ如きを以て、同書はかく推定せらるなんも、碑文中贈太傅獻康大王又は太傅王等處

々に見え、太傅は次王孝恭王元年（乾寧四年）唐より憲康王に追贈せしものにして、崔致遠の撰みし謝恩表に

臣某言、臣叔坦、權守蕃務日、具表陳請追贈、去乾寧四年七月五日、先入朝慶賀判官檢校尙書祠部郎中賜紫金魚袋百崔元還國、伏奉制旨……亡父故持節充寧海軍事檢校大保臣最太傅、仍各賜官誥一通者、

とあり。東史綱目も之に據りて孝恭王元年秋七月の條に「先是真聖具表陳請追贈前王、至是慶賀使判官崔元還、詔贈景文王爲大師、憲康王爲大傅、各賜官誥一通、王遣使謝恩」云々と記せり。されば乾寧四年七月以前に於て贈大傅獻康大王と書すべき理れなきを以て、此の碑の撰文は此より以後なること論を俟たず。而し又崔致遠は史記に此の翌年（孝恭王二年）十一月「阿陵崔致遠有罪免」と見え、之より終に隠遁せしものなるべきを以て、結局此の碑文は孝

故真鏡大師碑（題額）

有唐新羅國故國師諡真鏡大師寶月凌空塔碑銘
並序

門下僧幸期奉教書 門人朝請大夫前守執事侍郎賜紫金魚袋崔仁澐篆

余製

余聞中……龍德三年四月二十四日、詰旦告

衆曰、……右脅而臥、示滅於鳳林禮堂下

龍德四年歲次甲申四月一日建 門下僧性休

刻字

之によりて崔仁浣が朝請大夫前守執事侍郎を稱せしは、龍德四年即ち景明王八年の頃にして、致遠撰文の時より二十七八年の後なること明なり。されば朗

慧和尚碑は此の頃に至り漸く建立の機縁に會し、彼

によりて謹書されしものと解すべきものならん。致遠撰文の碑を斯く數十年後の建立に擬するは一見疑ふべきに似たりと雖も、同人撰鳳巖寺智證大師碑も亦同じく龍德四年の建立なるを見れば、此の碑の建立も亦恐らくは此の年ならん。

以上によりて崔仁浣の活動時代を略ぼ決定するを得たり。彼の擡頭は眞聖王時にあらずして、之より時代を下り、孝恭王十二年翰林學士朴仁範歿後の頃よりと見るべく、景明王初年は現に翰林學士守兵部侍郎知瑞書院事たり。又同王末年には朝請大夫前守執事侍郎を稱せしが、新羅文墨の權は依然彼の掌中にありしを見る。これは皆金石の確證する處なるが史によれば朴仁範病歿の近年（孝恭王十三年）崔彥撝東

遷して新羅の翰墨を掌握せし筈なるに、此くの如く金石は獨り仁浣の活躍を物語るは大に注目すべし。

三 高麗史崔彥撝傳の矛盾

高麗史列傳によるに崔彥撝は「初名愼之」と稱し、慶州の人、少より文を能くし、年十八入唐遊學し、禮部尚書薛廷珪の門下に及第せり。時に渤海の宰相烏炤度の子光贊又同年及第なりしが、烏炤度入唐して其の子の名彦撝の下に在るを見、之を彦撝の上に升さんことを表請せしが、彦撝才學優曠なりしを以て、唐帝之を許さざりき。四十二歳、始めて新羅に歸り、執事侍郎瑞書院學士を拜し、高麗開國に及び家を擧えて來り歸し、命ぜられて太子の師と爲り、専ら文翰の任に當り、宮院の額號等皆其の撰定する所に係り、一時の貴游皆之に師事せり。官大相元鳳大學士翰林院令平章事に至り、惠宗元年七十七歳にして卒す、「文英と謚せらる」と有りて記述明白にし

て又何等疑ふべき所無さに似たり。

今試みに彼は初名を慎之と稱し、その入唐は十八歳の時なりといふを以て、卒年より之を推すに、新羅憲康王の十一年に相當す。因りて三國史記を取りて之を檢するに、同王十一年の條には、三月崔致遠の東還せしこと、冬、使を唐に遣り、黃巢の誅斬を賀せしことを記す。當時此の使に當りしは、東文選載する所の左の一文により、試殿中監金僅なることを知るを得べし。

謝賜詔書兩函表

臣某言、臣某兄故國王臣歿、先差陪臣、試殿中監、金僅等、奉表慶賀先皇帝西幸鑾駕歸國、仍付別表、稱賀、斬梟賊黃巢、云々

即ち此表は憲康王歿の妹たる眞聖王の謝表にして、此に亡兄歿が試殿中監金僅を差はして先皇帝(僖宗)の還都と、黃巢の平定を賀せしことを記すを以て、史記の記事と相俟つて、金僅が當時の遣使なりしを

確むるを得べし。而して此の時金僅は此等陳賀の使命の傍ら、留學生を伴ひて入朝し、國子監に就學せしめしこと、又左の一文によりて之を知るを得ん。

奏請宿衛學生還蕃狀

新羅國當國先具表奏、宿衛習業學生四人、今錄年限已滿、伏請放還、謹錄姓名奏聞。後楊顯先、崔匡裕、(略)故臣父先臣贈太傅最、遣陪臣試殿中監

金僅、充慶賀副使入朝之日、差發前件學生金茂

先、赴闕習業兼充宿衛、其崔渙崔匡裕二人、金僅面叩玉階、請習學問、聖恩允許、得廁費中、

今已限滿十年、……令准去文德元年放歸限滿學生大學博士金紹游事例、勒金茂先等並首領輩、隨寶正使級食金穎船次還蕃、云々(選文)

之によりて金僅が憲康王の時、唐帝還都の慶賀使として入朝の際、金茂先・楊穎・崔渙・崔匡裕等四名の學生を伴ひしこと明なり。即ち憲康王十一年入唐の學生は以上の四名にして、高麗史が彥攷の初名なり

と稱する慎之の名、此の内に見えざるを以て、其の入唐の此の年にあらざることを知るを得べし。然るに東史綱目は慎之の入唐を此の年に係け、崔致遠集を引きて「慎之是に至りて年十八、慎之金鵠等八人及大首領祈綽等八人、及小首領蘇恩等二人、賀正使級食金願に隨ひて入唐習業す」と記せり、綱目の引ける崔致遠の文は東文選に見ゆる「遣宿衛學生首領等入朝狀」なるべく、此の状には明らかに龍紀三年（真聖王五年）の年次有るを認め得べく、一見して慎之の入唐が真聖王五年以後なることを知り得べき筈なるに、綱目の編者は何故に之を憲康王十一年の條に捕記せしか。先づ此の状に就て之を檢せん。

遣宿衛學生首領等入朝狀

新羅當差遣宿衛學生首領入朝講附國子監習業謹具人數姓名分折申奏如後學生八人大首領八人新韓小首領一人蘇恩等仰聞聖文睿德光武弘孝皇帝陛下附徇群情崇加懿號臣今差前件

學生等以首領充廉令隨賀正使倉部侍郎級餐金額船次赴闕習業兼充宿衛其崔慎之等特賜宣下鴻臚寺准去龍紀三年隨賀登極使判官檢校祠部郎中崔元入朝學生崔冕等事例勅京兆府支給逐月書糧兼乞冬春恩賜時服云々

此の状は即ち崔慎之等入唐の際、新羅より唐帝に上りしものにして、去る龍紀三年入朝の學生崔冕等の事例に准じ、鴻臚寺に命じて慎之等に、毎月書糧冬春時服を下賜せんことを請へるものなれば、慎之等の入唐が龍紀三年以後なること明瞭なり。然れども綱目の編者が斯く明瞭なる紀年あるに拘らず、遡りて之を憲康王十一年條下に係けしは、或は高麗史に從ひ、固く慎之を彌撫なりとし、其の十八入唐とあるを正とし、此の状に於ける龍紀の年號は傳寫等の誤なりと認めしものなるやも知るべからず。然れども此の状には、又「仰聞聖文睿德光武弘孝皇帝云々」とて、時の唐帝昭宗の徽號を書せるを見れば、單に

龍紀を誤ならとするも、之を前帝僖宗の時（即ち憲康王の時）とは爲し得べきにあらず。又祠部郎中崔元が入唐せし事實も全く真聖王の時にして、王が亡兄憲康の爲に追贈を請へる使价なること、前節に掲ぐる新羅謝恩表に見ゆるが如し。且つ此の狀を携へし賀正使級食金額が入唐せし年時も、又實に次の如く之を論證し得べし。

前に掲げし奏請宿衛學生還蕃狀を取りて再び之を檢するに、此の狀は先に憲康王の時、慶賀使金僅に隨ひて入唐せし學生金茂先等四人「今已限滿十年」なるを以て、今次入朝の賀正使級食金額の船便により放還せんことを請ふものなれば、金額の使行は憲康王十一年より十年の後（真聖十九年以後）に在るべき筈なり。而して又同狀に「臣亡父先臣贈大傅最」と見え、憲康王最は眞聖王よりすれば亡兄と稱すべく、次王孝恭王が始めて亡父と稱し得べきものなるを以て、此の狀は孝恭王のものなるを知るべく、又大傳

とあるは孝恭王元年（眞聖王十一年）七月唐より憲康王に追贈せしものなれば、これによりて金額の入唐は孝恭王元年七月以後なることを知るを得ん。次に東文選に見ゆる新羅賀正表に「臣・伏限權守遠蕃不獲隨例奔走、稱謝行朝、……謹差陪臣守倉部侍郎、金額、奉表陳賀以聞」とありて、之れ疑ひもなく當時金額が奉持せし賀表なるべく、此の文中行朝の文字あるを以て、唐の昭宗が華州の行宮に在りし乾寧四年又は同五年の賀正ならん。而して五年八月には昭宗還都し、以後行宮にあらざるを以て、之より以後なるべき筈なく、又金額の入唐は前段論證する處により、同四年七月以前なることを得ざるを以て、こゝに此の賀正が乾寧五年の正旦ならざるべからざるを論斷し得べし。即ち金額は四年冬（孝恭王元年）新羅を發して入朝し、翌五年の正旦を賀せしものなり。されば之に引率せられし崔慎之等の入唐を、憲康王十一年とせし綱目の失考は、最早言を俟たずし

明らかならん。

以上論ぜし所を約言すれば、憲康王十一年試殿中監金僅等黃巢の平定、車駕還都の慶賀使として入唐し、旁ら學生金茂先等四人を伴ひて國子監に入學せしめ、兼ねて宿衛に充てたり。此等學生が當時の定例なりし十年の期限満了するや、新羅は守倉部侍郎級僕金穎を賀正使として入朝せしめ、其の次を以て彼等の放還を請ひ、又之と交代に新に學生崔慎之等を送りて入學せしめたり。時恰も孝恭王元年に當り憲康王十一年より、實に十二年の後なりと云ふあり。若し崔彥撝が果して慎之なりとせば、其の年正に三十歳となり。十八歳の少壯を以て入唐せりと云ふと全く矛盾を來し、從つて在唐多年四十二還國、其の學植の尋常ならざるを誇稱する史の文意亦撞着を生じ、史筆は全然支離滅裂のものとならん。元來

三國史記は「崔彥撝、年十八入唐游學、禮部侍郎薛廷珪下及第、四十二還國、爲執事侍郎瑞書院學士、

云々」と記し、更に彥撝の初名慎之なることを言はずるに、高麗史は之に據り乍ら、如何なる史料によりて之を慎之なりと判定し、敢て史記の記事を増補せしか、頗る奇恠なりと謂ふべし。尤も彥撝十八入唐の史記の記事は、憲康王十一年入唐の留學生中に彼の前名と認むべき人名無きを以て、或は史筆に一二人の相違あらん。然れども三十歳を十八歳と誤るが如き甚しき杜撰は断じて之れなかるべく、彼は必ず崔致遠の如く少壯入唐し、在唐多年、四十餘歳を以て還國せし一異材たりしに相違なからん。而して崔慎之は孝恭王初年の留學なること已に全く明確にして又動かすべからざるを以て、之より十數年前入唐せし彥撝とは到底別人たらざるべからざるものと謂ふべし。

四 結 論

崔慎之が彥撝の初名にあらざるべきは、以上によ

りて殆んど疑ひなからべしと信す。然らば彼の初名は何と稱せしや。更に之を追究して其の前身を闡明せざるべからず。抑も彦撫の高麗に歸附せしは、麗史には唯だ太祖開國に及び家を挈えて來り歸すとありて詳ならざるも、太祖二十二年彼の撰文に係る彌智山菩提寺大鏡大師碑に「下臣頃歲謁堯堵、仍居董社」の句見ゆれば、其の歸麗の此の近年なるを知るべく、之より前太祖二十年、彼の撰文の一碑あるにより、彼は必ず太祖十八年新羅の降附と興に來り屬せしものならん。されば彼は六十八歳の高齢を以て高麗に仕へ、直に太子の師となり、文翰の任を掌握し、當時學界の泰斗と仰がれしのみならず、當代建立に係る幾多の碑文、皆其の撰に成らざるものなく其の事蹟極めて明確なるが、之に反して其の歸麗以前、其の遠國の四十二歳以後二十六年間、新羅に在りし事蹟は、截然として知る處なく、唯た僅に執事侍郎瑞書院學士たりしことを傳ふに過ぎず。之れ明

に史が其の初名を佚したるによるものなるを認め得べく、高麗史は此の缺闕を補はんと試み、誤りて憤之を以て彼に擬し、却て大なる失敗に陥りしものと見るべし。余は此に於て新羅の末期果して如何なる人物が其の文壇に活躍せしかを搜訪し、以て彦撫の前身を物色すべし。

憲康王十一年崔致遠唐より歸り、翰林學士守兵部侍郎知瑞書院事を拜し、文翰の任に當り、眞聖王の時、一時出て、大山・富城等の太守と爲りしが、七年召されて賀正使に充てられ、道路梗塞行を果さず。

尋で阿餐を拜し、孝恭王の初年まで、其の巨筆を文苑に揮ひしは今言ふの要なきも、之に次て羅朝の文翰を握りしは果して何人なりしか。高麗毅宗の朝、

崔惟清の撰みし道詵國師碑に「時唐昭宗光化元年、新羅孝恭王二年戊午三月十日也、……王迺命瑞書學士朴仁範爲碑文」と見え、又興寧寺碑により、孝恭王十年の頃、朴仁範が、時の翰林學士として同碑の

撰文を命ぜられしこと、既に知る所なるを以て、孝
恭王初年崔致遠隱遁後同王十年の頃迄、新羅の翰墨
を掌握せしものは、必ず朴仁範なるべし。然るに仁
範は其の後幾くも無く病歿せしが、恰も同王十三年
崔彥撝東還して執事侍郎瑞書院學士を拜し、仁範の
後を承け、之れより歸麗に至る迄廿餘年間翰墨の權
を掌握せし筈なり。然るに金石に據れば、先に證
するが如く、此の時に當り崔仁澆が翰林學士守兵部
侍郎知瑞書院事賜紫金魚袋と稱し、宛々崔致遠が前
に稱へしと同一なる官銜を佩び、朝請大夫前守執事
侍郎と稱し、居然として文壇に雄視し、彥撝の當に
居らざるべからざる文臣の最高位地は、彼により占
據せらるるを見る、又彼が後の翰林學士とし、前翰林
學士朴仁範の後を次ぎ、興寧寺碑の撰文を繼承せし
に徴し、仁範に次て新羅の文翰を握りしは當に彼な
るべきを知る。此くの如く史より之を見れば羅末文
翰の任は正に彥撝の手中に在らざるべからざる筈な

るに、金石は夫れが仁澆の掌握に在りしことを證す
るを以て、此の仁澆こそ、即ち史の佚失せし彥撝の
前身と認むるを得べし。斯くて史の所傳は金石の所
證と一致し、兩々相俟つて初めて彥撝の全身を窺ひ
得べきなり。又釋純白が朗空大師碑陰の記に「□所
謂一代三崔、……曰崔致遠曰崔仁澆曰崔承祐」と言
へるを見れば、愈々仁澆は紛ひもなく彥撝の初名な
らざるべからざるを知るべく、當時致遠・承祐と共に
世に一代三崔と謠ばるべき人物は、彥撝以外絶対に
之れ有ることなし。三國史記も羅末の文豪としては
致遠・承祐・彥撝の三者のみを傳し、東史綱目の著者
も、致遠集を獵涉し、唐末五代の際に於ける新羅文
士の表々知名なる者を列舉し、其終に於て「致遠・慎
之・承祐・其尤著者也」(綱目云ふ旗之)と記せり。之れ正
に當時の三崔たるべく、陰記に於ける三崔と同事を
傳ふるものにして、仁澆・彥撝の同人たるを認めざる
べからざるものなり。若し假に仁澆を彥撝と別人と

見るときは、彦撫は當時三崔の撰にも入らず、崔承祐にも及ばざりし平凡なる文士となり、世に名も無かりしものとならん。然るに彼が七十歳に垂んだる老軀を以て、一旦高麗に歸附するや、太祖直に擧げて太子の師と爲し、委ねるに文翰の任を以てし一時の貴游皆之に師事せし事實は、正に彼が世に大名ありしことを證するものと謂ふべく、誰か老朽無名の學究を擧げて直にかかる大任を委するものあらん、到底彦撫は三崔の聲譽より漏るべき筈なし。又彼が歸麗の後、其の卒年至る迄僅に十年間、當代の金石にとめたる幾多の大文章は、直に致遠の墨を磨し、之を唐人の作に比すと雖、敢て遜色なく、決して凡才の企て及ぶ所にあらず。此の巨筆を提げて彼

のなるを認め得べく、而して新羅の文臣にして高麗に歸附し、大相の高位に至りしもの、獨り彦撫あるを見るのみなれば、又以て仁浣・彦撫の同人たるを知るに足らん。

此に於て興寧寺塔碑に、題首に崔彦撫奉教撰とし文中仁浣の名見ゆる所以、殆んど了解し得べく、即ち仁浣・彦撫もと同一人にして、彼は新羅景明王八年撰文の頃は仁浣と稱せしが、其の後二十年本碑を建立するに當りては、既に彦撫と改名せしを以て、建立者は本文は當初のまゝとし、たゞ題首を撰者の今名に改書せしものに外ならざるべし。碑末に列記する各長老等は勿論彦撫と同代人にして、且つ此の碑の撰文より建立に至る迄の由來を記し、其の撰文の之より二十年前、龍德四年四月十五日なりしことを確指するに徵しても、彼等の記憶の精確なるを知るに足るべく、決して撰者を別人と誤るが如き筈なし。

いづくんぞ此の第一人者を逸し、別人を誤りて三崔と稱する理あらんや。次に又同陰記に「崔大相仁浣」とありて仁浣が後に高麗に降り、官大相に至りしも

し、其の偉蹟を發揚せる勅撰碑文は、正に山門の光榮とし、之を建立して當代に誇示し、後世に傳へんとせしものなれば、その奉崇渴仰の熱誠は、何人も一見指摘し得べき撰者の矛盾を看過するを許さざるべく、誤謬は直に改鑄せられしならん。然るに終に

其の事なきは、之れ誤謬にあらずして、當代人は仁澆・彦撫の同一人なるを知れるを以て、別に之を怪しむものなかりしによるものと解すべく、此の推測は前段の考證と相俟つて恐らくは謬れるものにあらざるべし。

(完)

明の太祖と紅巾の賊

和 田 清

明の太祖朱元璋が紅巾の賊韓林兒等の餘黨であつたことは、色々の證迹に紛れのない事實であるが、大明實錄の撰者が一たびこの事實を隠蔽し、明史の編者が更にその過を踏襲してから、後の學者は動もすれば之を忘れんとする傾向がある。尤も一部の明

史を繙いて見ても、淮南の濠州（今の安徽淮泗道鳳陽縣）に起つた太祖が専ら南方の經略にのみ意を注ぎ、後に東方江浙に據つた張士誠と争ひ、西方湖廣江西に據つた陳友諒と戦つても、絶えて北方安徽河南に據つた紅巾の頭梁韓林兒、劉福通輩と争はなかつた事實は、著しくこの兩者（太祖と紅巾の賊と）の關係を疑はしめるには足りる。けれども明史の編者が諸王公主傳の次ぎに元末の羣雄を傳して、郭子興と韓林兒とを一卷に、陳友諒・張士誠・方國珍及び明玉珍を一卷